

令和6年5月30日

株式会社那覇直葬センターに対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、株式会社那覇直葬センター（以下「那覇直葬センター」といいます。）に対し、同社が供給する「直葬プラン」又は「火葬プラン」と称する葬儀サービスに係る表示について、消費者庁及び内閣府沖縄総合事務局の調査の結果を踏まえ、景品表示法に違反する行為（同法第5条第2号（有利誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

1 違反行為者の概要

名 称 株式会社那覇直葬センター（法人番号 7360001030755）
所 在 地 那覇市曙一丁目14番4号
代 表 者 代表取締役 宮里 勇輝
設立年月 令和4年7月
資 本 金 300万円（令和6年5月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象役務

「直葬プラン」又は「火葬プラン」と称する葬儀サービス（以下「本件役務」という。）

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(7) 表示媒体

- a 日刊新聞紙に折り込んだチラシ
- b 「那覇直葬センター」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）

(1) 表示期間

- a 日刊新聞紙に折り込んだチラシ
令和5年3月4日、同月18日、同年5月20日、同月27日、同年6月10日及び同月24日
- b 自社ウェブサイト
令和5年4月25日から同年5月11日までの間

(ウ) 表示内容

a 日刊新聞紙に折り込んだチラシ（別紙1）

例えば、仏具がある部屋に安置された棺の写真、合掌する複数の人物の写真及び供花がある部屋に安置された棺の写真と共に、「直葬」、「火葬プラン 77,000円（税込）」等と、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件役務の提供に当たって、個室で遺体と面会する場合（当該個室に供花又は仏具を置く場合を含む。）でも7万7000円以外に追加料金が発生しないかのように表示していた。

b 自社ウェブサイト（別紙2）

「直葬プラン 70,000円（税別） 77,000円（税込）」及び「通常価格 180,000円（税込198,000円）」と表示することにより、あたかも、「通常価格」と称する価額は、那覇直葬センターにおいて本件役務について通常提供している価格であり、実際の提供価格が当該通常提供している価格に比して安いかのように表示していた。

イ 実際

(ア) 前記ア(ウ) aの表示について、個室で遺体と面会する場合には個室の料金が追加で発生し、加えて、当該個室に供花又は仏具を置く場合には供花又は仏具の料金が追加で発生するものであった。

(イ) 前記ア(ウ) bの表示について、「通常価格」と称する価額は、那覇直葬センターにおいて本件役務について提供された実績のないものであった。

(3) 命令の概要

ア 前記(2)アの表示は、前記(2)イのとおりであって、本件役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電話 03（3507）9239

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引課

電話 098（866）0049

ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/okinawa/

表示内容
・ 仏具がある部屋に安置された棺の写真、合掌する複数の人物の写真及び供花がある部屋に安置された棺の写真 ・ 「直葬」 ・ 「火葬プラン 77,000円（税込）」 ・ 「ご希望のお時間をお伝えいただければ、ご家族、ご友人が故人様と一緒に過ごしていただける個別面会室をご用意いたしました、いつでもご相談ください。」 ・ 「無駄を省き 費用を大幅にカット！ 77,000円（税込）」 ・ 「必要なサービスのみを厳選！」 ・ 「低価格3つの理由」、「最低限必要な物品を厳選 適正価格に見直し！」、「稼働時間を 見直し、コストを削減！」及び「直葬専用の施設を完備 ニーズに合わせたご葬儀」 ・ 仏具がある部屋に安置された棺の写真並びに人物の写真と共に、「こんなに安い～！？」及び「お部屋も上等だねえ！」 ・ 「最後のお別れを、ゆっくりお過ごしください。」 ・ 「シンプルなお葬式といっても自宅や病院から火葬場に直行するというわけではありません。故人様とのお別れのお時間を当施設でお過ごしいただけます。」 ・ 「充実した施設内で、ゆっくりとご対面 お別れしていただけます」

(別紙1)

沖縄初、新しい葬儀のカタチ



直葬



直葬って何ね？

通夜・告別式を行わず火葬のみを行うシンプルなお別れの形です



77,000円 (税込)

県内
最安値



ご希望のお時間をお伝えいただければ、ご家族、ご友人が故人様と一緒に過ごし
いただける個別面会室をご用意いたしました、いつでもご相談ください。

那覇直葬センター

先々のことでは「もしも」の時の相談、ご葬儀のご依頼まで、いつでもご対応いたします。

305口
24時間受付
お葬式の
こちらまで

お気軽にご相談ください

0120-858-060

〒900-0002 沖縄県那覇市西 1 丁目 14 の 4

「直葬」って何？
詳しくは
資料をご覧ください

これまでの葬儀の、不満や不安を解決！

一般的な葬儀 **72万円**を見直しました

従来の葬儀費用

- 式場使用料
- 祭壇費用
- お棺・仏衣など
- 搬送料
- 運営スタッフなど

無駄を省き

！費用を大幅にカット！

！低価格3つの理由！

77,000円
(税込)

必要なサービスのみを
厳選！

最低限必要な物品を厳選
適正価格に見直し！

！**稼働時間**を
見直し、コストを削減！

！**直葬専用**の施設を完備
ニーズに合わせてご葬儀



こんなに安いの~!?

お部屋も上等だねえ！

最後のお別れを、ゆっくりお過ごしください。

シンブルなお葬式といっても自宅や病院から火葬場に行き通すというわけではありません。故人様とのお別れのお時間を当施設でお過ごしいただけます。

※ 火葬料金はお住まいの地域によって異なりますので、プランには含まれておりません。

直葬

ちよくぞう

このような方を選ばれています



経済的な面で
ご不安がある方



身寄りのない方

那覇直葬センター

〒900-0002 那覇市那覇1丁目14の4



スマホで

充実した施設内で、ゆっくりとご対面
お別れしていただけます



無料の事前相談 365日24時間受付
お気軽にご相談ください

0120-858-060

那覇直葬センター

検索



那覇直葬センター

シンプルで新しい葬儀スタイル
小さなご葬儀の専門施設

365日 24時間 いつでも対応

☎ 0120-858-060

ホーム

オプションのご案内

施設写真ギャラリー

お問い合わせ

お急ぎの方



これからの新しいご葬儀のカたち

TVCM放送中!

「自分のお葬式に費用をかけて欲しくない」という終活者のご要望など様々な理由で、直葬という選択肢は常識になりつつあります。

これまでよりもシンプルなご葬儀。

悲しみが癒えるまで、プロの葬祭スタッフが、しっかりとお手伝いさせていただきます。

365日 24時間 いつでも対応

急遺・お困りの際はご相談ください。

☎ 0120-858-060



直葬とは？

通夜・告別式を行わず火葬のみを

最近、お別れ式と行わずに火葬のみで行う新たなお別れのあり方です。

大切な人が亡くなった際、お通夜からお葬式、そして出棺や火葬、初七日など、時間や費用もかさみ、葬儀の手配に手間取られ故人を偲ぶ暇もありません。

時代と共に変化が求められるお葬式、「自分のお葬式に費用をかけて欲しくない」という終活者のご要望や、会葬する人が少ないなど様々な理由で、直葬という選択肢は常識になりつつあります。

これまでよりもシンプルなお葬儀であるとは言っても、故人との思い出に浸り、心を込めてお送りするという点はこれまで変わりません。

私たちは、みなさまの悲しみが癒えるまで365日、お手伝いさせていただきます。

TV番組で取り上げ られました

QABで放送される、「調べます! 叶えます!? あなたの〇〇」CATCHYにて、「那覇直葬センター」が取り上げられました。気になる葬儀の事情や、直葬という新たなカタチの葬儀をわかりやすくお伝えいただきました。

わかりにくい、これまでの葬儀の常識を一新

ワン
わかりやすい **1プラン**



直葬プラン

70,000 円 (税別)

77,000円(税込)

通常価格 180,000円(税込 198,000円)

付添い安置に対応した火葬のみを行うシンプルなプラン

プランのご案内

PLAN

直葬プラン基本料金に含まれるもの

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対

し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

（報告の徴収及び立入検査等）

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 （省略）

（権限の委任等）

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 （省略）

4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5～11 （省略）

○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百十八号）

（消費者庁長官に委任されない権限）

第十四条 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

（公正取引委員会への権限の委任）

第十五条 法第三十三条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。

ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

○ 沖縄総合事務局組織規則（抜粋）

（平成十三年内閣府令第四号）

（公正取引課の所掌事務）

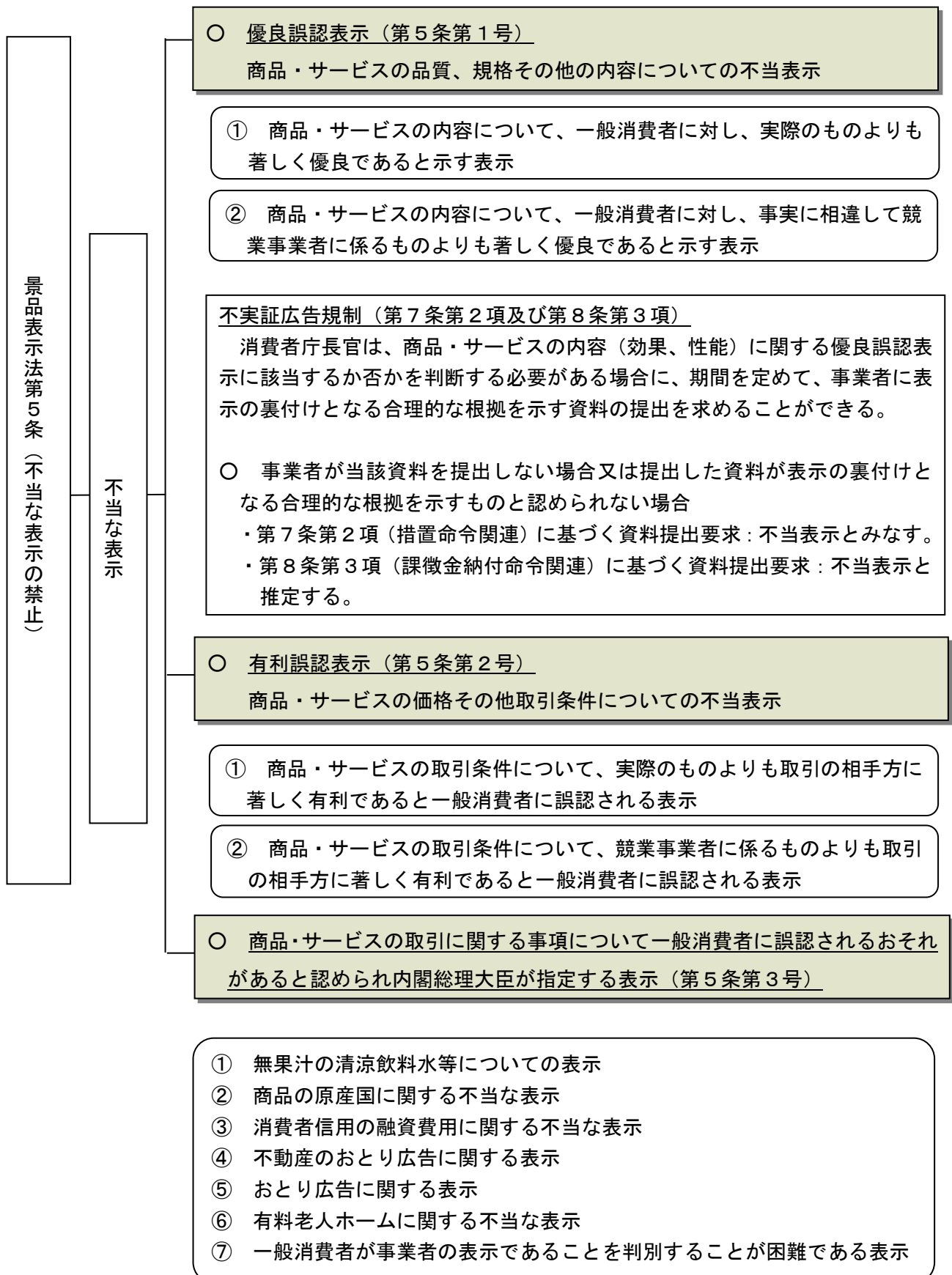
第十八条 公正取引課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～八 （省略）

九 不当景品類及び不当表示防止法に基づく政令の規定により公正取引委員会の権限に属させられた報告の徴収及び立入検査等に関する事務に関する事。

十～十五 （省略）

景品表示法による表示規制の概要



※別添写しについては添付を省略しています。

別添

消表対第502号

令和6年5月30日

株式会社那覇直葬センター

代表取締役 宮里 勇輝 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「直葬プラン」又は「火葬プラン」と称する葬儀サービス（以下「本件役務」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第2号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に提供する本件役務に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア(ア) 貴社は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、令和5年3月4日、同月18日、同年5月20日、同月27日、同年6月10日及び同月24日に配布された日刊新聞紙に折り込んだチラシにおいて、例えば、仏具がある部屋に安置された棺の写真、合掌する複数の人物の写真及び供花がある部屋に安置された棺の写真と共に、「直葬」、「火葬プラン 77,000円（税込）」等と、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件役務の提供に当たって、個室で遺体と面会する場合（当該個室に供花又は仏具を置く場合を含む。）でも7万7000円以外に追加料金が発生しないかのように表示していたこと。

- (イ) 実際には、個室で遺体と面会する場合には個室の料金が追加で発生し、加えて、当該個室に供花又は仏具を置く場合には供花又は仏具の料金が追加で発生するものであったこと。

イ(イ) 貴社は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、令和5年4月25日から同年5月11日までの間、「那覇直葬センター」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）において、「直葬プラン 70,000円（税別） 77,000円（税込）」及び「通常価格 180,000円（税込198,000

円)」と表示することにより、あたかも、「通常価格」と称する価額は、貴社において本件役務について通常提供している価格であり、実際の提供価格が当該通常提供している価格に比して安いかのように表示していたこと。

(イ) 実際には、「通常価格」と称する価額は、貴社において本件役務について提供された実績のないものであったこと。

ウ 前記ア(ア)及びイ(イ)の表示は、前記ア(イ)及びイ(イ)のとおりであって、本件役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものであること。

(2) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(1)ア及びイの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

(3) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(1)ア及びイの表示と同様の表示を行うことにより、当該役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

(4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

(1) 株式会社那覇直葬センター（以下「那覇直葬センター」という。）は、那覇市曙一丁目14番4号に本店を置き、葬儀業等を営む事業者である。

(2) 那覇直葬センターは、本件役務を一般消費者に提供している。

(3) 那覇直葬センターは、本件役務に係る日刊新聞紙に折り込んだチラシ及び自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。

(4)ア(ア) 那覇直葬センターは、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、令和5年3月4日、同月18日、令和5年5月20日、同月27日、同年6月10日及び同月24日に配布された日刊新聞紙に折り込んだチラシにおいて、例えば、仏具がある部屋に安置された棺の写真、合掌する複数の人物の写真及び供花がある部屋に安置された棺の写真と共に、「直葬」、「火葬プラン 77,000円（税込）」等と、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件役務の提供に当たって、個室で遺体と面会する場合（当該個室に供花又は仏具を置く場合を含む。）でも7万7000円以外に追加料金が発生しないかのように表示していた。

(イ) 実際には、個室で遺体と面会する場合には個室の料金が追加で発生し、加えて、当該個室に供花又は仏具を置く場合には供花又は仏具の料金が追加で発生するものであった。

イ(イ) 那覇直葬センターは、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、令和5年4月25日から同年5月11日までの間、自社ウェブサイト（別添写し2）において、

「直葬プラン 70,000円(税別) 77,000円(税込)」及び「通常価格 180,000円(税込198,000円)」と表示することにより、あたかも、「通常価格」と称する価額は、那覇直葬センターにおいて本件役務について通常提供している価格であり、実際の提供価格が当該通常提供している価格に比して安いかのように表示していた。

(イ) 実際には、「通常価格」と称する価額は、那覇直葬センターにおいて本件役務について提供された実績のないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、那覇直葬センターは、自己の供給する本件役務の取引に関し、本件役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第2号に該当するものであって、かかる行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決が

あったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日
から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経
過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示内容
・仏具がある部屋に安置された棺の写真、合掌する複数の人物の写真及び供花がある部屋に安置された棺の写真 ・「直葬」 ・「火葬プラン 77,000円（税込）」 ・「ご希望のお時間をお伝えいただければ、ご家族、ご友人が故人様と一緒に過ごしいただける個別面会室をご用意いたしました、いつでもご相談ください。」 ・「無駄を省き 費用を大幅にカット！ 77,000円（税込）」 ・「必要なサービスのみを厳選！」 ・「低価格3つの理由」、「最低限必要な物品を厳選 適正価格に見直し！」、「稼働時間を 見直し、コストを削減！」及び「直葬専用の施設を完備 ニーズに合わせたご葬儀」 ・仏具がある部屋に安置された棺の写真並びに人物の写真と共に、「こんなに安いのか～！？」及び「お部屋も上等だねえ！」 ・「最後のお別れを、ゆっくりお過ごしください。」 ・「シンプルなお葬式といっても自宅や病院から火葬場に直行するというわけではありません。故人様とのお別れのお時間を当施設でお過ごしいただけます。」 ・「充実した施設内で、ゆっくりとご対面 お別れしていただけます」 （別添写し1）